

# Mさんの国賠請求事件判決

2011年6月25日

群馬 鈴木 克 昌

## 【 事案の概略 】

Mさんは、夫からDV被害を受けていたので、地元警察署に保護要求をしたが拒否された。この件を、地元交番に勤務していた大河原警部補に相談し、アドバイスをしてもらったが、その頃、群馬県警は、全国で問題になっていた警察裏金問題が群馬県警に及ぶことを恐れ、かねて裏金づくりを批判してきた大河原警部補の排斥を企図し、大河原警部補がMさんと不適切異性交際をしているとの虚構の事実を作り上げ、様々な権利侵害をおこなった。

本件はこれら一連の群馬県警の違法行為に対する損害賠償請求訴訟である。

本年5月9日、前橋地裁で言い渡された判決では、県警側の言い分を一方的に認め、Mさんの請求をことごとく棄却した。わずかに警察からの依頼に答えて情報提供したアパート業者への損害賠償だけを認めている。

Mさんは控訴した。

第1 Mさんが平成14年8月29日に藤岡警察署に保護要求をしたのに受付を拒否した件  
判決はMさんが怪我をしたことは認めながら、警察に行ったかどうかは分からない、これを裏付ける祖母の日記は、後で書かれたものであることを否定できないとして、その日に警察に行ったとは限らないと認定。

Mさんが、その日に診断書を作成していることを無視し、日記に関して警察が自分で行なった鑑定を無条件に信用し、電子データ改ざんの可能性（番号不統一）について一切触れていない。

第2 警察がこの拒否を隠蔽するために、別の日である平成14年6月6日に相談に来たと相談業務報告書をねつ造した件

判決は平成14年6月6日に警察に相談にきていると認定した。

しかし、Mさんにとってその日は、実父が緊急入院した日。その日に、夫婦関係のことで警察に相談に行く人は極めてわずか。

第3 Mさんの個人情報無断で収集、利用し、Mさんの部屋を監視するなど私生活のプライバシーを侵害した件

判決は、個人情報の内容は、秘匿性、私事性が高いものではなく、その調査についても公益性があり、集められた個人情報も秘匿性が高いものではなく、開示先も人事委員

会のみであって許されるとした。

しかし、氏名はともかく、住所・勤務先・同居者、更には部屋の内部や私生活について、秘匿性や私事性が高いとは言えない…というのは、あまりにも不相当。また、大河原警部補に対する調査であるならば、Mさんに直接問い合わせればよいのに、隠れて監視することは、態様として不適當。ストーカーと一緒に。

第7のアパート管理会社への調査は、回答する側は違法と認定しているのに、問い合わせる公務員側が違法でないもの。

#### 第4 大河原警部補に対する道路運送車両法違反事件についての捜査にあたり、脅迫、暴行をおこなった件

判決は、暴行はないと認定。

しかし、ほとんどまともに証拠を検討していない。

#### 第5 夫がおこした不当な告訴による取調べにあたって、身体検査を強要した件。

判決は、任意捜査として行われており、同意しているから問題なし

しかし、具体的な事実経過を無視し、真意の同意があったか否かを検討していない。

秘密録音しようとしていた原告がどうして同意するのか。どうして、自分からハンドバックの中身を出すのか。ましてや、同意するなら、そもそも第三者に電話などしない。

#### 第6 その際、顔写真、指紋の採取を強要した件

判決は、強制していないから違法ではないとする。

しかし、強制していないなら、どうして弁護士に電話しようとなどするのか。単に拒否して終わりではないか。

弁護士に相談しなければ断われないような状況こそ、違法である。

#### 第7 警察が③の情報収集により個人情報の提供を求めたことに対して、Mさんが借りていたアパートを管理するレオパレス21が個人情報を警察に無断提供した件

違法と認定。実務的には警察の問い合わせでも回答すれば違法となると認定したことは重要。

しかし、これを違法と認めるなら、これを問い合わせた警察の責任を免責するのは、きわめて不合理。